

岩出市モバイルWi-Fiルーター貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、岩出市立小中学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット環境のない児童生徒の学習支援を目的とした、岩出市教育委員会が管理するモバイルWi-Fiルーター及び付属品（以下「ルーター」という。）の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(ルーターの管理)

第2条 ルーターの管理は教育総務課長が行い、その取扱については教育総務課長が指定した者が行うものとする。

(貸与の対象)

第3条 教育総務課長は、次に掲げる者にルーターの貸与を行うことができる。

(1) 岩出市立小・中学校に在籍し、家庭に無線によるインターネット環境のない児童生徒の保護者

(2) 前号に掲げるもののほか、教育総務課長が特に必要と認めた者

(貸与台数)

第4条 ルーターの貸与台数は、原則1家庭1台とする。

(貸与申請)

第5条 ルーターの貸与の申請をする者は、モバイルWi-Fiルーター貸与申請書兼誓約書（様式第1号）を、所属する学校を通じて、岩出市教育委員会へ提出しなければならない。

2 申請多数の場合は、就学援助制度の対象者を優先する。

(貸与期間)

第6条 ルーターの貸与期間は、貸与の決定日から、その日が属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間終了日の1カ月前までに、ルーターの貸与を受けた者（以下「借受人」という。）と教育委員会のいずれからも何ら意思表示がない場合、同じ条件で更に1年間更新されるものとし、中学校卒業年度に返却するものとする。

2 ルーターの貸与については、無料とする。

(貸与の決定)

第7条 教育総務課長は、ルーターの貸与の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、ルーターの貸与の可否を決定し、モバイルWi-Fiルーター貸与決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による貸与決定後においても、第1条に規定する目的に反し、又は教育総務課長の判断により利用に問題があると認められた場合においては、その許可を取り消すことができる。

(異動の届出)

第8条 借受人は、モバイルWi-Fiルーター貸与決定通知書の内容に変更が生じたときは、モバイルWi-Fiルーター貸与変更届出書(様式第3号)を提出しなければならない。

(ルーターの貸与方法)

第9条 ルーターの貸与は、学校で行うものとする。

(ルーターの使用)

第10条 借受人は、細心の注意を払いルーターの使用に努めなければならない。

2 借受人は、ルーターを家庭学習の目的以外に使用してはならない。

3 ルーターの使用にあたって必要な設定は、借受人が行うものとする。

4 通信契約は、借受人が行うものとする。

5 ルーターの使用に係る電気料金及び通信料金は、借受人が負担するものとする。

6 借受人は、ルーターに不具合等が生じた場合や、紛失、破損等させた場合には、教育総務課長に速やかにその旨を届け出なければならない。

7 その他、借受人は、ルーターを以下のように使用してはならない。

(1) ルーターを利用する権利を他人に譲渡若しくは転貸する、又はルーターを営利目的の活動に使用すること。

(2) ルーターを売却、廃棄又は故意に破損すること。

(3) ルーターに装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。

(損害賠償等)

第11条 借受人は、ルーターを破損し、汚損し、又は紛失したときは、貸与物品紛失等届(様式第4号)の提出のほか、借受人の負担において原形に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。ただし、教育総務課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 ルーターの使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

3 前条に定めるもののほか、ルーターの使用によって生じた費用は、借受人が負担するものとする。

(返却)

第12条 借受人は、第3条各号に掲げる者に該当しなくなったとき、又はル

ーターの貸与期間が終了したときは、ルーターを速やかに返却しなければならない。

2 借受人は返却の際に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 故障・破損の有無

(2) 付属品の有無

3 教育総務課長は、第1項の規定によりルーターの返却を受けたときは、破損、汚損、紛失等の有無及び通信利用状況について確認するものとする。

4 前項に基づき、返却時にルーターの故障が明らかになった場合、借受人は第11条のとおり弁償しなければならない。ただし、教育総務課長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸与停止)

第13条 借受人がこの告示に違反した場合は、教育総務課長は以後の貸与を認めないものとする。

(その他)

第14条 管理及び貸与に関して、この告示で定められていない事項が発生した場合は、教育総務課長の判断により取扱を決定する。